

平成18年2月22日
法教育推進協議会

千葉大学教育学部・附属連携研究の取り組み

一小学校でもできる、「裁判員制度」体験プログラムの開発をめざして-

千葉大学教育学部
戸田 善治

I. 題材の設定

千葉大学大学院教育学研究科では「授業研究」を必修授業としている、社会科教育講座所属の教員が開講している「授業研究X」では、社会科教育専攻生を中心として実際に授業を開発し実験授業にかけ、授業記録を分析し県内の研究会で発表をしてきた。千葉大学教育学部社会科教育教室は、附属小学校、附属中学校の社会科部との連携研究を20年近く継続してきたこともあり、実験授業は附属小学校、附属中学校で行ってきた。授業のテーマは大学院生の興味・関心に即し、彼ら自身にきめさせてきた。テーマは、「千葉市モノレールの延伸計画」、「バス路線の規制緩和と交通弱者」、「赤字だらけの千葉市動物公園」、など、多岐にわたっているが、基本的には現代の社会問題をテーマとした授業を開発してきた。平成13年からは千葉大学法経学部の嶋津格教授との共同研究の中に「授業研究X」を組み込み、「監視カメラ」など法教育の視点から社会問題に関する授業を開発してきた。

これまでの研究では、アメリカの刑事裁判「ホッケーパパ場外乱闘事件」、日本の民事裁判「犬の鳴き声事件」、日本の行政裁判「かいわれ訴訟」の授業を開発してきた。それらの授業の教材研究は、嶋津教授とそのゼミ生という法律の専門家の力がなければ不可能なものであった。そこで、これまで培ってきた裁判という形式を授業に組み込む方法を踏襲し、法律の専門家の手を可能な限り煩わせることなく、小学生が裁判員制度を体験するためのプログラムの開発を試みた。

今回、法教育の実践を考えていく上で裁判員制度を取りあげた理由には、いうまでもなく平成21までに開始されるという裁判員制度の導入が挙げられる。すでに新聞などのメディアに特集などが取りあげられているが、その認識が一般社会にまで浸透したとはとても言い切れない。日本において法教育が注目されるようになった直接の引き金もこの裁判員制度の導入であるといえる。というのも、法的なものの考え方や、裁判といったものへの素養が養われていない一般の国民が人を裁くという重要な事柄に対し、しっかりとその役割を果たすことができるのか不安が残るからである。中学校段階、高校段階において裁判をモデル化した授業はいくつも見られるが小学校段階でそういった授業が行われているというケースはあまり見られない。ましてや裁判員制度を意識した実践はなおさらである。

そこで今回は小学校の児童でも、「事実の認定」「無罪推定の原則」などを意識して、裁判を行うことができるのかを意識して授業を組み立てていくこととし、まず裁判で扱う題材を考えることとした。ここで、扱う事件を架空のものとするか、それとも実在したもの

にするかということで考えたのだが、今回は架空の事件をつくりあげるのではなく、事実に基づいたものを扱い、小学校の児童でもわかるように簡略化していくという方法を取った。それには2つの理由がある。1つ目は、この模擬裁判というものは児童が真剣に取り組まなければ行う意味が全くなくなってしまうのだが、その点、事実を題材にした場合、リアリティのある状況、証拠、証人の設定を行うことができると考えたこと。2つ目は、実在する事件なので、すでに法律の専門家である裁判官が判決を下している、ということである。これにより児童が自分の価値観と判断力で判決を下した後、専門家の判断、その理由を聞くことが可能となる。おそらく児童の判断、理由と裁判官の判断、理由が全て一致するということは無いと思うので、児童はさまざまなものの見方、判断の方法があるのだということに気づくことが出来るのではないか、と考えた。

以上のような理由で、実在した事件を題材とすることに決めたのだが、題材設定を行う上でもう一つ大きな問題が存在した。それは、扱う事件の「程度」の問題である。平成21年までに開始される裁判員制度では、裁判員が導入される事件は殺人、強盗致傷、傷害致死、といった言うなれば「重い」事件に限られる。こういった事件を小学校段階で扱うのはどうなのか、という問題である。結論から言えば、今回はそういった事件を扱うのではなく、窃盗事件を題材として扱うこととした。というのも裁判では事実を確かめるために、リアルな状況を再現したり証言したりするのだが、殺人事件などを扱った場合そいつることは小学校の児童にはあまりにも刺激が強すぎ、不適切だと判断したからである。そこで、ではなぜ窃盗事件なのかというと、それにも明確な理由がある。これは今回の実践の核ともいるべきものなのだが、我々としては、児童には単に裁判を体験して判断を下すということだけを求めたのではなく、「事実の認定」というものの難しさを体験してもらいたいと考えた。この事実の認定と言うものは、突き詰めれば裁判でもっとも重要なものであるといつても過言ではない。それにクローズアップして実践を行うのならば、殺人事件や強盗致傷といった問題を扱わずとも、行えるのではないかという結論に達した。また、窃盗事件だと証拠物や、証人など事実を認定する作業を行う上でいくつもの判断材料を提供できるのではないかと考え、今回は窃盗事件を題材とすることにした。

数多く存在する窃盗事件のうち、上記のような理由を踏まえて、今回は平成2年に福岡県で起きた窃盗事件を題材とすることとした。この裁判は、被告がいわゆる「空き巣」の犯人かどうかを判断する裁判であり、存在する数々の状況証拠から考えると、限りなく怪しいといえるのだが、どれも決め手となる証拠、証言ではない、というものである。その特徴は、この裁判の判決にも見られることで、一審では被告人有罪、との判決が出るのだが、二審では逆に被告人は無罪との判決が出ている。つまり、一審では数々の状況証拠により、犯人だと断定できることと判断したのに対し、二審では無罪推定の原則に立ち、状況証拠だけでは犯人と断定することは出来ないというものであった。このように法律の専門家でも判断の分かれり得るような事件なら、きっと児童も事実の認定、判断の難しさを体験できるのではないかと、考えた。以上のような理由から今回の題材を設定することとした。

II. 模擬裁判で扱う事件の概要

今回の模擬裁判で扱った事件は、平成2年に福岡市で実際に起きた事件をモデルに、小学生にも分かるように少し手を加えたものである。具体的な内容としては、平成2年、11月18日福岡市内のA方において、腕時計1点が窃取され、約8カ月後の平成3年8月7日に同市内において職務質問を受け、別件（軽犯罪法〔侵入用具携帯〕だと思われる）で現行犯逮捕されたBという男の自宅を捜索したところ、A方において窃取された腕時計が発見された、というものである。そこで、窃盗の前科のあるBが、否認のまま起訴され、裁判ではA方に空き巣に入った犯人と、Bとが同一人物なのかどうか、ということが焦点となつた。

模擬裁判では、Bが本当に犯人なのかどうかを確かめるために、①鑑定人②タクシーの運転手③駅職員という3人（①、②の証人は実際の裁判においても登場する人物であるが、③の証人は今回新たに設定したものである）を証人として設定した。数多くの証人や証拠の中から、これら3人を主に取り上げたのには理由がある。というのもこれら3人の証言は、今回の授業で目指していた、「事実の認定」の難しさを児童に体験させることができる情報を与えうるものであったからである。まず一人目の証人、鑑定人の証人尋問では、A方に残されていた手袋痕と、Bが逮捕された際に持っていた手袋とが一致するかについて質問されるのだが、この質問に対し鑑定人は「6～7割の確率で一致する。」と証言する。この6～7割という確率は非常に曖昧なものであり、見方によってはどちらともとれるものである。実際の裁判においても一審と二審ではこの確率の捉え方は全く異なるものとなつた。同様にタクシーの運転手の証言では、Bの事件当日におけるアリバイを考える上で、また駅職員の証言では、Bの主張するA方で窃取された腕時計の入手経路について考える上で非常に重要な役割を果たすのだが、どちらの証言も、見方によってはBにとって有利にも不利にも働くものとなっている。

他にも、児童が事実の認定の難しさを実感できるように、Bには前科がある、（以前もやっているのだから今回も犯人だと考えられる一方、一度捕まっているのだから反省しているはずであると見ることもできる）Bの証言内容が変わる、（架空のアリバイを作っているから、話す内容が変わると考えられる一方で、事件の起きた日からBが逮捕されるまで8ヶ月も経っているため記憶が曖昧になっているとも考えられる）などの情報も取り入れている。

以上のような内容が、今回の模擬裁判の主な中身となっている。

（参考文献）

- ・佐藤博史「情況証拠による事実認定」『別冊ジュリスト 刑事訴訟法判例百選（第七版）』 pp. 142－143、有斐閣、1998. 8

III. 教材の準備・作成

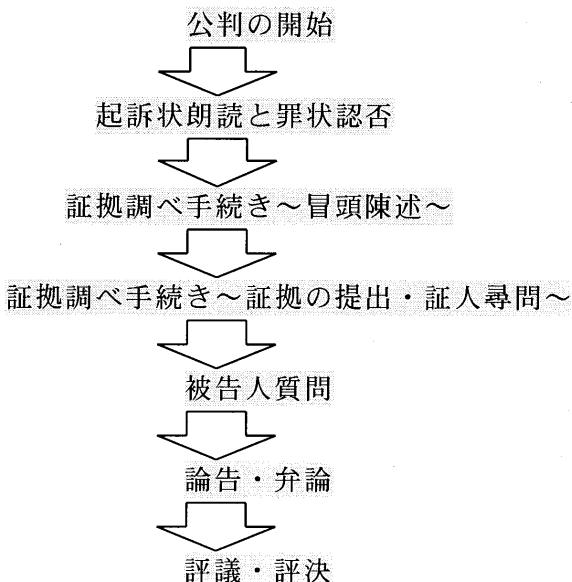
教材として、次のものを準備し、活用した。

- (1) 法務省作成のビデオ・弁護士会作成のビデオ
- (2) 最高裁判所・法務省・日本弁護士連合会のパンフレット
「裁判員制度がはじまります！」
- (3) 最高裁判所作成のパンフレット「司法の窓 裁判員制度特集号」
- (4) 裁判員制度が取り入れられた際の裁判所内の様子を示した図
- (5) 模擬裁判用の台本
- (6) 事件の概要が書かれたワークシート
- (7) 模擬裁判用のワークシート（個人、班）

初めに、「裁判員制度」という新たに設けられる制度の概要を知ってもらうために、実際に裁判員制度の取り入れられた裁判が行われているビデオ（ドラマ）を準備し、児童たちに視聴させ、概要を知った後、さらに詳しく内容を学習するためにパンフレットを配布した。

そして、児童が実際に裁判員としての役割を体験するための模擬裁判を行うために、裁判中における各人物の発言を詳細に記した台本を準備し、模擬裁判で感じたこと、自分なりの判決、その理由を記入できるワークシートを配布した。

また、授業で取り上げた模擬裁判の流れは以下のようなものとした。



模擬裁判用台本

I. 公判の開始

裁判長(以下 裁)「私が今回の裁判の裁判長を務めます〇〇です。よろしくお願ひします。

これから、被告人〇〇に対する窃盗事件についての審理を始めます。まず、裁判を始める前に裁判員の皆様に刑事裁判における原則を説明しておきたいと思います。まず、被告人は判決が確定するまで無罪と推定されます。これは「無罪推定の原則」と呼ばれます。有罪無罪の判断は先入観や偏見を捨てて、証人の証言など、この法廷に出された証拠のみに基づいて事実を認定してください。」

裁 「それでは一番初めの手続きに入ります。」

II. 起訴状朗読と罪状認否

裁 「では検察側から今回訴えられている内容を報告してもらいます。」

検察官(以下 檢)「今回の裁判で訴えられている内容は次の通りです。被告人〇〇は平成2年11月18日に福岡市早良区のBさんの家において、ドライバーにより窓ガラスを割り、侵入し、Bさん所有の腕時計1点を盗みだした。」

裁 「被告人に黙秘権を前提として尋ねますが、検察官が読み上げた訴えの内容に事実と違う点がありますか。」

被告人(以下 被)「あの腕時計は人から買ったものであり、Bさんの家から盗み出したものであるというのは事実ではありません。」

裁 「弁護人のご意見はどうですか。」

弁護人(以下 弁)「被告人は無罪です。腕時計は被告人が第三者から購入したものであり、盗み出したものではありません。」

III. 証拠調べ手続～冒頭陳述～

裁 「では、これから証拠調べ手続に入ります。まず、検察官と弁護人が冒頭陳述と呼ばれるものを行います。これは検察官や弁護人が証拠によって証明しようとする事実をそれぞれの立場から皆さんに述べるものですから、裁判員の皆様は、検察官・弁護人が述べることが事実とは限らないことに注意して聞いて下さい。」

○検察側冒頭陳述

裁 「では検察側からお願ひします。」

検 「まず、今回の事件の犯行状況についてです。被告人は平成2年11月18日に福岡市のBさんの家において窓ガラスを割り侵入し、腕時計1点を盗みだし逃走した。平成3年8月7日被告人は福岡市内において他の人の家に忍び込むための道具を持ち歩いていた罪で逮捕され、後日、警察が被告人の家を家宅捜索した際、Bさんの家にて盗難にあった腕時計1点を発見したものである。」

○弁護人冒頭陳述

裁 「では次に弁護側お願ひします。」

弁 「被告人は平成2年11月18日には佐賀にお歳暮を買いにいっており、Bさんの家に侵入したというような事実はなく、また、家宅捜索した際見つかった腕時計は平成2年12月ころから平成3年1月ころにかけて博多駅構内にて名前の知らない50歳過ぎのサラリーマン風の男から購入したものであり、被告人がBさんの家から盗みだしたものではありません。」

裁 「検察官と弁護人に確認しますが、今回の裁判では被告人の家で見つかった腕時計が、Bさんの家に被告人が侵入し盗み出したものなのか、それとも見知らぬ第三者から購入したものなのか、ということが中心的な争点と考えてよいですね。」

検・弁 「はい。」

IV. 証拠調べ手続～証拠の提出、証人尋問～

裁 「ではこれから証拠調べ手続きに入りたいと思います。証人である鑑定人に対して検察側から質問があれば行って下さい。」

検 「これから、被告人が持っていた手袋とBさんの家で採取された手袋が残した痕とが同一のものであるかどうかについて調べるための証人尋問を行いたいと思います。これはBさんの家において盗難事件が起きた際、採取された手袋の残した痕です。そして、こちらが、被告人が逮捕された際持っていた手袋です。」

○検察官主尋問

検 「鑑定人の〇〇先生に質問します。平成2年11月18日に福岡市早良区のBさんの家において盗難事件が発生した際、部屋に残されていた手袋が残した痕と、被告人が所持していた手袋が残す痕というのは一致するものなのでしょうか。」

鑑定人（以下 鑑）「鑑定の結果、おそらく一致するものだと考えられます。」

○弁護人反対尋問

裁 「では次に弁護側から鑑定人に質問があれば行って下さい。」

弁 「鑑定人の〇〇先生に質問します。さきほどBさんの家で採取された手袋の残した痕と被告人の所持していた手袋が残す痕はおそらく一致する、と証言されました。それはどれくらいの確率で一致するものなのでしょうか。」

鑑 「6割から7割の確率だと思われます。」

弁 「では一致しない可能性もあるのですね。」

鑑 「はい。似たような模様のついている手袋なら同じような痕がつくと考えられます。」

弁 （手袋を提示して）「ところで、この手袋はどこのスーパーでも入手できる一般的な手袋ですが、手袋が残した痕から考えられる手袋とはこのような模様のついているものであっていますか。」

鑑 「はい、そのような手袋と考えられます。」

弁 「では誰が持っていても不思議ではない手袋なのですね。」

○弁護人の主尋問

裁 「では次に 2 人目の証人であるタクシー運転手の〇〇さんに弁護側から質問があれば行って下さい。」

弁 「これから、事件当時、被告人が佐賀方面にお歳暮を買いに行っていたことを証明する為の証人尋問を行いたいと思います。タクシー運転手の〇〇さんに質問します。平成 2 年 11 月 18 日、佐賀方面から長崎行きの電車『かもめ 31 号』が肥前山口駅に到着する時間とほぼ同時刻に、肥前山口駅から被告人に似た男性を乗せた、と証言されました。がそれはどのような状況だったのでしょうか。」

運転手（以下 運）「『かもめ 31 号』が肥前山口駅に到着して、多くのお客様が駅から降りてタクシー乗り場に来られた際、被告人の姿もあり、私の運転するタクシーに乗られました。」

○検察側反対尋問

裁 「では検察側からタクシー運転手の〇〇さんに質問があれば行って下さい。」

檢 「『かもめ 31 号』は博多駅が始発なので、この時間なら福岡で事件を起こして、博多駅から乗ってきた可能性もあるのですが、ここでは本当に佐賀にお歳暮を買いに行っていたのかどうかを確認するために、質問をしたいと思います。被告人がタクシーに乗り込んだ際、被告人はお歳暮のような荷物をもっていましたか。」

運 「いいえ、もっていなかったと思います。」

檢 「そうですか、荷物は持っていないのですか。」

○弁護人主尋問

裁 「では最後の証人である博多駅職員の〇〇さんに弁護側から質問があれば行って下さい。」

弁 「これから、被告人が持っていた腕時計が第三者から譲り受けたものである、ということを立証する為の証人尋問を行いたいと思います。博多駅職員の〇〇さんに質問します。博多駅では被告人の言うような出所の分からぬ時計などの商品を売り歩いている人物がいるという事実はありますか。」

駅職員（以下 駅）「はい。よく外国人風の男たちが多く時計を持ち、駅構内をうろついています。」

弁 「だとすれば、被告人が駅構内で見知らぬ人物から時計を譲り受けるということは十分考えられるということですね。」

駅 「はい、そう思います。」

○検察官反対尋問

裁 「検察側から博多駅職員の〇〇さんに質問があれば行って下さい。」

檢 「博多駅職員の〇〇さんに質問します。さきほど博多駅構内で外国人風の男たちが出所の分からぬ時計を売りさばいていると証言されました。その中に 50 歳過ぎくらいのサラリーマン風の日本人を見かけたことはありますか。」

駅 「いいえ、私は2、3人の外国人を見かけるだけです。」

V. 被告人質問

○弁護人主尋問

裁 「では、これから被告人に対する質問を、弁護人、検察官の順に行ってもらいます。では弁護側からお願いします。」

弁 「平成2年11月18日、あなたはどこで何をしていましたか。」

被 「佐賀にお歳暮を買いに行っていました。その後佐賀駅から長崎行きの『かもめ31号』で肥前山口駅まで戻り、タクシーで自宅に帰りました。」

弁 「あなたは腕時計を見知らぬ50歳過ぎのサラリーマン風の男から譲り受けたと証言していましたが、それはどのような状況だったのですか？」

被 「平成2年の12月ころから平成3年1月ころにかけて博多駅構内で、金のネックレスと、腕時計を2つで1万5000円で購入しないか、と話しかけられ、それらを見てみるととてもいいものだったのでその場で現金1万5000円を支払い購入しました。」

○被告人反対尋問

裁 「では、次に検察側から質問があれば行って下さい。」

検 「あなたは平成2年11月18日、佐賀にお歳暮を買いに行っていたと証言していますがそれはどこのお店に行っていたのですか。」

被 「駅近くの〇〇デパートです。」

検 「そこにはどのようなものが売られており、あなたはどのようなものを買ったのですか。」

被 「・・・どのようなものが売られていたかははっきりと覚えていません。その時は気に入ったものが無かったので結局何も買いませんでした。」

検 「あなたは腕時計を、金のネックレスとともに1万5000円で購入したと証言していますが、具体的にどこでどのような見た目の男から購入したのですか。」

被 「・・・正面の改札の前あたりで、白髪の混じったスーツ姿の男から購入しました。」

検 「あなたは取り調べの時点では正面の改札の前あたりではなく、東口の自動販売機の近くで購入したと証言していましたよね。しかし実際には博多駅東口の付近にはあなたの言うような自動販売機は設置されていませんでした。なぜ証言の内容が変わったのですか。」

被 「・・・なにせ8ヶ月以上も前のことなので思い違いをしていたのだと思います。」

検 「あなたは平成3年8月7日、福岡市で他の人の家に忍び込むための道具を持ち歩いていた罪で逮捕されましたがなぜそういった、ドライバーや手袋を持ち歩いていたのですか。」

被 「・・・何日か前から警察官が私を尾行している気がしたので、彼らをからかおうと思い持ち歩いていました。」

検 「それらを持っていると逮捕される可能性があったのにもかかわらず、からかうためだけに所持していたというのですか。」

被 「・・・はい。」

VI. 論告・弁論

検 「被告人が有罪であると考えられるのには4つの理由があります。1つ目は鑑定人の〇〇先生の証言からも裏付けられるように、Bさんの家で採取された犯人の手袋が残した痕と、被告の所持していた手袋の残す痕とがほぼ一致すること。2つ目は事件当時佐賀にお歳暮を買いに行っていたという証言は、お歳暮らしきものを持っていなかったこと、詳細をしっかり覚えていなかったことからも信用するに足らない証言であること。3つ目は、時計を見知らぬ50代のサラリーマン風の男から譲り受けたという被告の証言についてですが、譲り受けたという場所について証言に一貫性がないこと、時計を売り歩く50代のサラリーマン風の男が駅職員たちの間で目撃されていないことからも信用するに足らない証言であること。4つ目は平成3年に他の人の家に忍び込む為の道具を持ち歩いていた罪で逮捕された際、ドライバー等を持ち歩いていたのは警察をからかうためであった、という証言は常識的に考えにくく、現実的に考えると被告人は侵入事件を繰り返していた、または繰り返す可能性があったこと。以上4つの観点から見ても被告人の有罪は明らかです。」

弁 「被告人はBさんの家で窃盗事件のあった平成2年11月18日は佐賀にお歳暮を買いに行っていたのであり、博多で窃盗事件を起こしていた、というのは事実ではありません。平成3年8月7日に他の人の家に忍び込む為の道具を持ち歩いていた軽犯罪法違反で逮捕され家宅捜索された際に出てきた、Bさんの家から盗み出された腕時計は、博多駅構内で見知らぬ50歳過ぎのサラリーマン風の男から購入したものであります。こういった、出所の分からぬ貴金属の売買は駅職員の〇〇さんの証言で裏付けられるように博多駅構内では日常的に行われているものであります。また、検察側が指摘する、Bさんの家に残っていた、犯人の手袋が残した痕と、被告人が持っていた手袋の残す痕とが一致するというのは、あくまで6、7割の確率程度であり、完全に一致する、というものではありません。最後に、被告人は確かにこれまで窃盗事件を起こしていた、つまり前科があります。しかしそれは昔の出来事であり、過去に悪いことをしていたからといって、それを理由に今回もきっと悪いことをしていた、と決めつけるのはあまりにも乱暴です。被告人は以前の犯行を反省し、今は真面目に生活しています。可能性だけで被告人を有罪にすることの無いように判断願います。」

IV. 「授業研究 XB」社会科学習指導案

日時 2005年10月25日(火), 28日(金)

場所 千葉大学教育学部附属小学校6年1組

1. 単元 裁判員制度を体験しよう

2. 単元について

本単元は、模擬裁判を通して裁判員を体験し、自ら判決を下し、またグループで一つの判決を出すことで、物事を正しく判断する力を育成しようという目的で設定された。実際の裁判員制度では、殺人など罪の重い刑事事件を扱うが、小学生用に題材を窃盗事件とした。

裁判員制度は、平成21年5月までに始まり、国民が裁判官と一緒に刑事裁判について判決を下すという制度である。裁判員は20歳以上の国民の中から抽せんと選ぶとされており、今の小学生が20歳を迎えると選ばれる可能性がある。

以上のことから裁判員制度は将来身近な存在となるため、事件の事実をしっかりと認定し正しく判決を下そうとする姿勢を身につけさせることができること、本単元を設定した理由である。

本単元では、模擬裁判から事件の事実を認定し自ら判決を下した上で、グループによる話し合いを通して一つの判決を下すこととなる。その際に、先入観を捨て、裁判で話し合われたことのみに基づいて判決を下すということが裁判のルールであり、物事を正しく判断する上で最も重要なことであるということを理解させたい。また、グループでの話し合い活動を通して、一人一人の考えが重要であるということを認識させたい。

3. 単元全体の目標

- (ア) 裁判員制度について興味・関心をもち、正しく判決を下そうとする態度を育てる。
(関心・意欲・態度)
- (イ) 模擬裁判を通して、公正な態度をもって様々な視点から考えることができる。(思考・判断)
- (ウ) 話し合いの活動の過程において、自分の考えをもち状況に応じた適切な発言ができる。(技能・表現)
- (エ) 裁判員制度において、先入観に捉われず判決を下すことや、裁判員一人一人の考えを尊重することが重要であるということを理解することができる。(知識・理解)

4. 各時間の目標

第1時：裁判に興味を持ち、裁判の体系および裁判員制度の概要を理解することができる。

第2時：次時模擬裁判において事例として取りあげられる事件のあらましを把握し、そのことについて自身の見解を持つことができる。

第3時：裁判員として模擬裁判に参加し、展開される弁護人・検察官双方の主張ならびに争点をふまえて、本事件の論点を整理することができる。

第4時：裁判員の立場となって、自らの良識に基づいた判決を下すための議論ができる。

5. 展開

第1・2時 2005年10月25日

(1) 本時の目標

第1時間

- 裁判に興味を持ち、裁判の体系および裁判員制度の概要を理解することができる。

第2時間

- 次時模擬裁判において事例として取りあげられる事件のあらましを把握し、そのことについて自身の見解を持つことができる。

(2) 展開

学習活動	支援の内容と方法	留意点
1. 裁判について知る。	<p>「今日から4時間にわたって、わたしたち千葉大学大学院生による授業をします。僕の名前は瀬畠です。よろしくお願いします。」</p> <p>「まずみなさんに質問したいのですが、みなさんは裁判というものがどういうものか知っていますか。知っていることを発表して下さい。」</p> <p>〔予想される答え〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 裁判官が事件に対して判決を下す。 弁護士、検察官がいる。 裁判員制度というものがはじまる。 民事裁判、刑事裁判、行政裁判の3種類がある。 <p>(5分)</p> <p>【説明】</p> <p>「裁判には民事裁判と刑事裁判、行政裁判の3種類があります。</p> <p>民事裁判とは、お金の貸し借りや土地の問題、離婚・相続などの家庭でのもめごとなど生活に関する争いごとを法律に基づいて解決する裁判です。</p> <p>刑事裁判とは、罪を犯した疑いのある人が、本当に犯罪を行ったのかどうかを裁判官が確かめて、罪を犯した場合にはどのような罰にするかを決める裁判です。例えば、人を殺したり、盗みをした事件などを取り扱います。</p> <p>行政裁判とは、国や地方公共団体（都道府県、市町村）が行ったことに対して、不利益を被った人に行われる裁判です。」</p> <p>(5分)</p>	

資料2

	<p>「これから刑事裁判のビデオをお見せします。」 (10分)</p> <p>【説明】</p> <p>「裁判にはどのような人がいるかな？」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出てきた順に名前だけ紙を貼る。 <p>「そのような人たちはどんな仕事をしているか分かる？」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判官、被告人、検察官、弁護人の順に出てきた答えを基に紙を貼る。 <p>裁判官「法律の専門家で判決を下す人。」</p> <p>被告人「罪を犯したと疑われている人。」</p> <p>検察官「犯罪者を裁判所に訴える人。」</p> <p>弁護人「被告人の利益となることを主張して助ける人。」</p> <p>(10分)</p>	ビデオ ワークシート
2. 裁判員制度について知る。	<p>「これから、国民にも裁判に参加して、被告人が有罪かどうかや有罪の場合にはどのような刑にするかを裁判官と一緒に決める制度がはじまります。この制度を裁判員制度といいます。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットを配布し、1～2分中身をみる時間を与える。「裁判員制度とは具体的にどのような制度なのか確認して下さい。」 ・大事なところを一緒に読む。 <p>(15分)</p> <p>休憩(10分)</p> <p>「これから裁判員制度のビデオをお見せします。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置図を貼る。 <p>(14分)</p> <p>【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置の説明をする。 ・「裁判員制度とは、平成21年5月の間までにスタートし、刑事裁判で行われます。裁判官3人と裁判員6人で判決を決めます。20歳以上の人の中から事件ごとにくじで選ばれます。判決を決めるときには、多数決で行われますが、多数意見には裁判官3人のうち、1人は裁判官が加わっていな 	パンフレット ビデオ 配置図

資料2

	<p>ければなりません。」 (5分)</p>	
3. 事件の概略を知り、自分の考えも持つ。	<p>「では、次の時間にみなさんに裁判員になって事件の判決をグループで話し合うのですが、その事件についてあらかじめ検討してみましょう。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事件の概略が書かれたプリント(ワークシート)を配付し、一緒に読む。 <p>【説明】</p> <p>「平成2年11月18日に福岡県福岡市早良区に住むBさんの家に泥棒が入り、腕時計1点が盗まれる。Bさんの家を調べてみると、泥棒は窓ガラスをドライバーのようなもので壊し、侵入したことが分かった。」</p> <p>「平成3年8月7日、福岡市において、ドライバーや手袋といった他の人の家に忍び込むための道具を持ち歩いていたAという男を、警察が逮捕。後日、警察がAの家を調べてみると、Bさんの家から盗まれた腕時計を発見」</p> <p>「この事件のポイントは、4つあります。1つ目は、AはBさんの家には泥棒に入っていない、と主張している。2つ目は、Aは、腕時計は見知らぬ人から譲ってもらったものだ、と主張している。3つ目は、Aは過去に窃盗の容疑で捕まった経験があります。4つ目は、Bさんの家から盗まれた時計は3万円相当の価値があるものであった。」</p> <p>(5分)</p> <p>「この事件について、まずは自分で被告人が犯人であるか犯人ではないかを判断してみましょう。またその理由も考えてワークシートに記入して下さい。」 (5分)</p>	事件の概略が書かれたプリント(ワークシート)
4. 次時の内容を知る。	<ul style="list-style-type: none"> ・次時の内容を説明する。 <p>「次の時間は、模擬裁判に裁判員として参加して、判決をグループになって話し合いましょう。」</p> <p>(1分)</p>	

第3・4時 2005年10月28日

(1) 本時の目標

第3時限

- ・裁判員として模擬裁判に参加し、展開される弁護人・検察官双方の主張ならびに争点をふまえて、本事件の論点を整理することができる。

第4時間

- ・裁判員の立場となって、自らの良識に基づいた判決を下すための議論ができる。

(2) 展開

学習活動と内容	支援の方法と内容	留意点
1. 前時を振り返る。 2. 本時の学習内容を知る。	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判や裁判員制度について学習したこと、事件の概要について知り、自分なりの判断を下したことを振り返る。 <p>「前の時間では、裁判や裁判員制度がどのようなものかについて学習しました。そして、模擬裁判の事件について自分で有罪か無罪を決めました。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・模擬裁判に裁判員として参加し、その後、グループになって判決について話し合うことを提示する。 <p>「この時間は、模擬裁判をします。みなさんは、裁判員となって裁判に参加し、模擬裁判の後、グループになって裁判の判決について話し合いましょう。」(3分)</p>	・予め模擬裁判ができるよう机を移動しておく。
3. 裁判員となり、模擬裁判に参加し、主張や対立点について確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートを配布し、模擬裁判を行う。 <p>「これから模擬裁判を始めます。必要であれば、メモをとってもかまいません。途中で中断するので、裁判で話されていることを確認していきましょう。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「裁判官、検察官、弁護士、被告人、証人3人の順に自分の役割を紹介する。 <p>【説明】 「まず裁判官が、裁判の開始を宣言し、検察官が事件の内容や被告人が事件を認めるか認めないかについて話します。」 ・『公判の開始』から『起訴状朗読と罪状認否』まで模擬裁判を行う。</p> <p>【解説】 「検察官は、被告人がBさんの家に侵入して、時計を盗んだと言っています。被告人は、時計は人から買ったもので、Bさんの家から盗んだものではないと言っています。裁判官が黙秘権という言葉を使っていましたが、言葉の意味は、被告人が</p>	ワークシート

	<p>質問されたことに対して話したくなれば、話さなくてもよい権利のことです。」</p> <p>【説明】</p> <p>「次に、証拠調べ手続きというものをします。検察官、弁護人の順番で冒頭陳述というものを読みます。ここでは被告人が、どんな事件を起こしたのかということが、詳しく話されます。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『証拠調べ手続き～冒頭陳述～（検察側）』の部分の模擬裁判を行う。 <p>【解説】</p> <p>「検察官は、被告人がBさんの家に窓ガラスを割って侵入し時計を盗んだと言っています。」</p> <p>【説明】</p> <p>「次は弁護人の冒頭陳述です。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『証拠調べ手続き～冒頭陳述～（弁護人）』の部分の模擬裁判を行う。 <p>【解説】</p> <p>「弁護人は、被告人はその日佐賀にお歳暮を買いに行っていてBさんの家に侵入して時計を盗んではいないといっています。家に時計があったのはサラリーマン風の男から買ったからだと言っています。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『裁判官の争点整理』の部分の模擬裁判を行う。 <p>【解説】</p> <p>「検察官と弁護人の対立している点（争点）は、Bさんの家で盗んだものなのか、それとも知らない人から買ったものなのかということです。」</p> <p>【説明】</p> <p>「次に証人尋問というのを行います。検察官は被告人が持っていた手袋とBさんの家にあった手袋の痕が同じものかを調べるために、鑑定人に質問をします。そして次に、弁護人が事件当時佐賀にお歳暮を買いに行っていたことと、被告人が持っていた時計が買ったものであることを証明するためにタクシーの運転手、駅職員に質問します。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『証拠調べ手続き～証拠の提出、証人尋問（検察官主尋問）』の部分の模擬裁判を行う。 	手袋、手袋痕の絵
--	--	----------

	<p>【解説】 「鑑定人は、被告人が持っていた手袋の痕とBさんの家にあった手袋の痕は6割から7割の確率で一致すると考えられると言っています。ということは、完全に一致するものではありません。」 ・『証拠調べ手続き～証拠の提出、証人尋問（弁護人主尋問①）』の部分の模擬裁判を行う。</p>	
	<p>【解説】 「弁護人は、被告人は佐賀でお歳暮を買ってかもめ31号で肥前山口駅まで戻りタクシーで自宅へ帰ったと言っています。検察官は、このかもめ31号は博多駅が始発なので博多駅で事件を起こしてから肥前山口駅に戻ったのではないかと言っています。タクシーの運転手は、被告人を肥前山口駅で乗せましたが、その時、被告人はお歳暮のようなものを持ってはいなかったと言っています。」 ・『証拠調べ手続き～証拠の提出、証人尋問（弁護人主尋問②）』の部分の模擬裁判を行う。</p>	地図、絵 地図、絵
	<p>【解説】 「駅員さんは駅で、見知らぬ人から時計を買うということは考えられますが、時計を売っているのは外国人で、サラリーマン風の日本人は見かけたことはないと言っています。」</p> <p>【説明】 「次に、弁護人と検察官が被告人に質問します。」 ・『被告人質問』の部分の模擬裁判を行う。</p>	
	<p>【解説】 「弁護人の質問に対して、被告人は事件当日、佐賀にお歳暮を買いに行き、その後、佐賀駅から『かもめ31号』で肥前山口駅まで戻り、タクシーで帰宅したと言っています。時計はサラリーマン風の男から1万5000円で買ったと言っています。」 「検察官の質問に対して、事件当日、佐賀駅近くのデパートに行っていましたが、何も買わなかつたと言っています。また、時計は別の日に博多駅の正面の改札前あたりで、サラリーマン風の日本</p>	

	<p>人の男から買ったと言っています。」</p> <p>「被告人は取り調べの時に東出口の自動販売機近くで買ったと言っていますが、今の裁判では正面の改札で買ったと言っています。このように、取り調べと裁判で異なる証言をしています。」</p> <p>【説明】</p> <p>「最後に、検察官と弁護人が最終的な主張をします。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『論告、弁論』の部分の模擬裁判を行う。 <p>【解説】</p> <p>「検察官は有罪の理由が4つあると言っていました。一つ目は、Bさんの家にあった手袋の痕と被告人が持っていた手袋の痕が、ほとんど一致することです。二つ目は、事件があった時に、被告人がお歳暮を買いに行っていたことは、お歳暮を持っていなかったことからすると信用できないということです。三つ目は、腕時計を、知らないサラリーマン風の男から買ったことも信用できないということです。四つ目は、被告人は、前に一度逮捕されているので、事件を繰り返す可能性があるということです。」</p> <p>「弁護人は被告と事件の犯人とを一致させるはつきりとした事実はないので、可能性だけで有罪にしてはいけないと主張しています。その理由としては、腕時計は駅でサラリーマン風の男から買ったものであること、手袋の痕は完全に一致するものではないということを挙げています。」</p> <p>(30分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「では、模擬裁判を体験し終わってあなたは被告人が有罪か無罪どちらだと思いますか？相談したりせず自分の判断で判決を出して見ましょう。」 <p>(7分)</p> <p>(休憩 10分)</p>	
4. 有罪か無罪かをグループで話し合って決定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートを配布する。 ・各班に一人ずつTTがつき、判決を話し合う。 「各班に分かれて裁判の判決を話し合いましょう。」 <p>「これから被告人が有罪か無罪かを決めるために</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ隊形へ移動 ・ワークシートを配布する。

	<p>話し合いをしたいと思います。中心的な争点となることは、被告人の家で見つかった腕時計が、Bさんの家で被告人が盗んだものなのか、それとも知らない人から買ったものなのかということです。この点を明らかにするために、4つのことについて話し合いたいと思います。一つ目は手袋が残した痕が被告人の手袋と一致するかどうかです。二つ目は、被告人は本当に佐賀にお歳暮を買いに行っていたのかということです。三つ目は、腕時計は本当にサラリーマン風の男から買ったもののかということです。四つ目は、被告人がドライバーや手袋を持っていたのはなぜかということです。」</p> <p>「まず、手袋が残した痕について話し合いましょう。」</p> <p>「手袋の痕が一致するかどうかとその理由を一人ずつ発表して下さい。」</p> <p>〔予想される答え〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6割から7割だから一致するとは言えない。 ・6割から7割だから一致すると言ってもいいのではないか。 <p>「班の人の意見を聞いてみて他に意見はありませんか。」</p> <p>・議論が進まなくなったら次の展開に移る。</p> <p>「話し合いが進まなくなってきたので、次に被告人が佐賀にお歳暮を買いに行ったのかについて話し合いましょう。」</p> <p>・一人ずつ発表してもらう。</p> <p>〔予想される答え〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タクシーの運転手が、お歳暮を持っていなかつたと言っていたので買いに行ったかどうかはわからない。 <p>「班の人の意見を聞いてみて他に意見はありませんか。」</p> <p>・議論が進まなくなったら次の展開に移る。</p> <p>「話し合いが進まなくなってきたので、次に腕時計はサラリーマン風の男から買ったものかについ</p>	<p>・事件の情報として、質問があれば隨時提供する。</p>
--	--	--------------------------------

	<p>て話し合いましょう。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ずつ発表してもらう。 <p>〔予想される答え〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅員さんは、外国人が時計を売っていてサラリーマン風の日本人は見かけたことがないと言っていたので、買ったものとは言えない。 ・被告人が腕時計を買った場所の証言を変えたので買ったものとは言えない。 ・駅員さんが駅構内では、時計などを売り歩いている人がいると言っていたので駅で買った可能性はある。 <p>「班の人の意見を聞いてみて他に意見はありませんか。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議論が進まなくなったら次の展開に移る。 <p>「話し合いが進まなくなってきたので、次に被告人がドライバーや手袋を持っていたのはなぜかということを話し合いましょう。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ずつ発表してもらう。 <p>〔予想される答え〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被告人は警察をからかうためだと言っていた。 ・被告人は盗みをまたしようと考えていたのではないか。 <p>「班の人の意見を聞いてみて他に意見はありませんか。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議論が進まなくなったら次の展開に移る。 <p>「それでは、4つのことをみんなで話し合いましたが、全体を通じて意見や質問はありませんか。」</p> <p>「それでは、被告人が有罪なのか無罪なのか決定していきましょう。有罪だと思いますか。無罪だと思いますか。意見とその理由を発表して下さい。」</p> <p>〔予想される答え〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有罪（理由：手袋が残した痕がほぼ一致する。佐賀にお歳暮を買いに行っていたというのは確かにことではない。被告人には前科がありまた罪を犯すかもしれない。被告人や証人の証言が曖昧で信用できない。） 	<p>・今回は裁判官が一人しかいないため、裁判官の判決がそのまま判</p>
--	--	---------------------------------------

資料2

	<ul style="list-style-type: none"> ・無罪（理由：手袋が残した痕は完全に一致するものではない。事件当時被告人は佐賀に行っていた。被告人と犯人が同じ人であるという決定的な証拠がない。） <p>「班の人の意見を聞いてみて他に意見はありませんか。」</p> <p>「それでは、有罪か無罪かみんなの意見が出たので、多数決で被告人が、有罪か無罪かを決定したいと思います。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有罪か無罪かを聞き、挙手してもらう。 <p>「○班は、有罪（無罪）と決まったのでプリントに判決とその理由を書いて下さい。」</p> <p>(30分)</p>	<p>決にはならないことを説明する。</p>
5. 判決とその理由を発表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各班毎に判決やそう判断した理由を発表させる。 <p>「班で話し合って決めた判決やそう判断した理由を発表して下さい。」</p> <p>(5分)</p> <p>・「他の班の発表を聞いて賛成するところ、反論するところがあれば発表して下さい。」</p> <p>・「この裁判、実際に判決はどうなったと思いますか？」</p> <p>・「懲役四年の有罪判決でした。」</p> <p>・「でももう一度裁判をやりました。2回目はどうなったと思いますか？」</p> <p>・「2回目は無罪でした。前回話したように、裁判は3回まで受けることができます。これを三審制といいます。詳しくはみなさんが中学校に入ってから勉強しますが、1回目は地方裁判所、2回目は高等裁判所、3回目は最高裁判所というところで裁判を行います。今回の事件では、2回裁判をしたのですが、何で1回目と2回目で判決が違ったのでしょうか？」</p> <p>(10分)</p> <p>・「地方裁判所では、絶対この人が犯人だという証</p>	

資料2

	<p>拠があるわけでは無かったけれど、怪しいと判断できる証言や証拠があまりにもたくさんあったので有罪と判断しました。一方高等裁判所では、怪しいと思われても、これだ、という決定的な証拠がなかったことを重く見たのでしょう。疑わしきは被告人の利益にという言葉がビデオでも出てきたように、疑う余地の無いまで有罪だと証明しなければ、無罪になるということを重く見て有罪にできないと判断しました。」</p> <p>・「有罪、無罪どちらが正解と言うことはありません。プロの裁判官でも意見が分かれるように、一人ひとりの考えが大事なのです。怪しいと判断し有罪にするのも一つだし、これだ！という証拠がないから無罪にするのも一つです。今回のように対立しているときは、自分の判断で決めていいのです。ただ、どちらの判決も、判断の基準となつたのは証拠や証言といったものであり、被告に前科があったとか、見た目が怪しいといった、先入観から判決を下したのではありません。日常の生活では、証拠などをもとに考えるより、先入観や感情で判断してしまうことが多いですが、その感覚のまま裁判に参加してしまうと公平な判断ができなくなってしまいます。これから先みなさんが裁判員に選ばれ判決を下すこともあるかもしれません。その時には今回の模擬裁判で学習した、ものごとを正しく判断する姿勢を思い出して、しっかりととした判断ができるよう期待しています。」</p> <p>・「被告人は、ネクタイやベルトをしてなかったけど何でだと思う？」</p> <p>・「裁判官の服が黒いのは何でだろう？」（5分）</p>	
6. 感想を書く。	<ul style="list-style-type: none"> 授業で感じたことをワークシートに記入するように指示する。 「それでは授業の感想をワークシートに記入して下さい。」 <p>（10分）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 時間がなければ感想は授業終了後に書いてもらい、回収する。

板 書

検察側

Bさんの家に侵入し、腕時計を盗んだ。

6～7割の確率で一致。

お歳暮のような荷物は持っていないかった。

サラリーマンふうの日本人ではなく、外国人。

弁護側

時計は人から買ったものであり、盗んだものではない

6～7割なら一致しない可能性もある。

事件当日、肥前山口駅から自宅まで乗せた。

博多駅には出所のわからない時計を売っている人がいる。

V. 討論の概要

6年1組 1班 報告書

担当者 椎名 和宏

1. 評議前の意見

【有罪】

- ・ A : 駅職員さんの証言で時計を売るサラリーマンがいなかったとあったため。
- ・ B : 被告と証言の意見の食い違い。
- ・ C : 時計を買った場所の証言（改札と東口）がかわったこと。
- ・ D : 時間的な理由・証言の違い。
- ・ E : 証言の違い。

【無罪】

- ・ F : 駅で時計を買っても不思議はない（実際に売っている人がいたという証言）。

2. 評議の概要

○手袋痕について

Aは手袋痕が一致するのではないか、Dは多分一致するのではないか、とそれぞれ有罪側に立った意見を述べたのに対して、B、C、E、Fが一致しないのではないかと無罪側の主張をした。

○佐賀にお歳暮を買いに行っていたかについて

A、Dは佐賀にお歳暮を買いには行っていないと有罪側に立っているが、B、C、Fは行っている、Eは行ってはいるが買ってはいないと無罪側に立った。

○腕時計の証言について

A、C、D、Eは買ってない、あるいは盗んだと有罪側と判断し、Fは絶対買ったと無罪側の意見である。またBも疑問符は付くものの、買ったのではないかとした。

○ドライバー所持について

Dはドライバーを持つことは非常識であるとして有罪側、その他のA、B、C、E、Fはドライバーを持つことはおかしくないと無罪側に立った。

3. 評議の結論

多数決の結果、最終的意見はA、B、Fが無罪でC、D、Eが有罪の引き分け。

理由は、犯人の人柄が信用できない、また、証人の証言内容から判断できないというものであった。

4. 担当者の所見

議論開始時の有罪が2人かわって、最終的に3対3となった。議論の経過からも明らか

であるが、有罪と考えていても、必ずしも全ての場面で「有罪」となるような意見を持っているわけではない。例えば、Cは一貫して有罪を主張しているが、腕時計の証言について以外はすべて無罪側と捉えられかねないことを述べている。ただしFのように一貫して無罪を主張する場合もある。

以上の背景には次の問題点があると考えている。まず状況証拠から「事実」を説明する場合、あまりにも確定的な要素が少ないこと、次に「事実」と判断する材料にする証言内容も、有罪・無罪のどちらにも活用できる曖昧さがあったためであろう。児童は全てを総合化して有罪・無罪の判断を下していることは確かであるが、その判断は確固たる裏付けのある「事実」に基づいているわけではない。そのため、場面ごとに意見を拾うと意見の食い違いともとれるのではないか。くわえて、最終的に班の意見をまとめる際にも、客観的「事実」を討論できなかったため（TAの力量にもよるが）、「人柄が信用できない」といった理由になってしまった。

議論をしていての感想は、論点が多い議論を総合化する作業の困難さを感じた。もちろん総合的に判断している児童は見受けられるが、グループ内に自分の意見をまとめきれない児童が多くいたように感じる。そのため、児童は演じ手の印象など客観的事実とは言い難いもので安易に判断することになったのではなかろうか。この点は自分のグループの問題ではなく、小学校で模擬裁判を行うという全体にも関わってくる問題と捉えている。

6年1組 2班 報告書

担当者 吉野 恒明

1. 評議前の意見

【有罪】

- ・ A : 手袋痕の確率が6～7割と高く、時計を買った場所の証言の変化があやしい。ドライバーを持つのも不自然。
- ・ B : 盗みに使う道具がそろっているのが怪しい。証言があやふやで怪しい。
- ・ C : 購入したというサラリーマンは見かけておらず、時計の一致も怪しい。購入場所の証言の変化も怪しい。犯罪を起こすための道具を所持しているから。
- ・ D : お歳暮を買っていないから。手袋痕の一一致確率が高い。被告人の証言の不一致や、犯罪のための道具を持っているのは怪しい。
- ・ E : 弁護人の反論意見が都合がよすぎる。前科もあり、証拠があるから。

【無罪】

- ・ F : 檢察側の証拠に決定的なものがないので無罪。時計の購入に関しては、外国人が売っている日が多いのであって、たまたま日本人から買ったといえる。

2. 評議の概要

○手袋痕について

有罪を主張するA、B、C、D、Eが6～7割の確率が高いということから犯人のものである可能性が高いと指摘し、Fのみが断定できないと主張する。しかし、議論の中身は

終始確率の問題に関心が注がれ、「疑わしきは罰せず」の規定を持ち出すことができず、次の議題へといく。

○佐賀にお歳暮を買いに行っていたかについて

ここでは全員が買いに行っていないのではないかと指摘する。基本的に、佐賀まで行くことについて不信感を抱き、行動の怪しさを気にする。またB、Dは持ち物がないことから買っていないという証言はタクシー運転手の証言もあり信用できるといい、行動に関する証言は全てが怪しいということはないという。

○腕時計の証言について

ここでは、F以外の全員が証言の曖昧さを指摘し、有罪につながる最も重要な視点となっている。具体的には、E、A、Cがサラリーマン風の男が売買していないという駅職員の証言を信用し、被告の証言を疑問視する。また、D、B、Aが購入場所の証言違いにも不信感を抱く。Fは、駅職員の証言にも記憶違いがある可能性を指摘し、証言の不一致は仕方ないとし、購入したものであるという。Fの発言に対し、個人個人の8ヶ月前の行動を思い起こすことになり、記憶に多少の不備があることを感じた。被告と駅職員双方の記憶の中身に疑問を持ちながら次の議題へといく。

○ドライバー所持について

ここでもF以外が犯人の行動の不審な点を指摘する。まず、全員がからかうという行動自体があやしく、再犯の可能性を示しているという。また、再犯を犯さないという意思があれば、自ら怪しまれる行動は行わないはずであるという。これに対しFは、被告はからかうのと同時に第三者に修理を頼まれていたのではないかと推測する。

3. 評議の結論

5対1の多数決により有罪となった。途中、駅職員の記憶違いもあるのではないかという議題が出て、ゆれた部分もあったが、全員が評議前の意見と変わらなかった。有罪の大きな理由として、まず全体的な証言の怪しさが挙げられ、各種議論の項目別では、特に腕時計購入に関する証言の不一致と、からかうために所持していたドライバーの不自然さを挙げられた。

4. 担当者の所見

今回の議論を通して出た結論で、最も重要視されたポイントは腕時計を購入した場所の証言の不一致である。そのほかの、証言に関しても怪しさを感じ、ありもしないことを発言すること自体が犯罪を起こす可能性が高いと捉え、有罪の判決となった。しかし、「疑わしきは罰せず」という考えがFを除く班員にはいまいち理解されておらず、あやしい=犯罪者という判断が行われてしまった。証拠不十分のもとにこの事件が無罪になったように、「本当に言っていることは真実なのか?」といった態度で、今一度経緯を見据えた議論が行われると、また違った見解が出てくるのではないかと感じた。

また、駅職員の証言の確かさを疑問視した際に、一人一人が記憶の曖昧さを実感した場

面があった。このとき子どもは、実際自分はどうだろうかと考え、提示された事実を再度考察しだした。客観的に判断することが難しい段階での議論となっているので、こういった自己体験をもとに提示された事実を考察することも、議論の深まりには有効だと感じた。

6年1組 3班 報告書

担当者 吉川 真生

1. 評議前の意見

【有罪】

- ・ A : お歳暮の未購入ということは、佐賀へ行った可能性も行かなかつた可能性もある。
- ・ B : 手袋痕の 6 ~ 7 割一致というのはほぼ一致と考えて良いのではないか。外国人風の男ではなく 50 歳過ぎのサラリーマン風の男が売っているとの目撃証言はなかつた。
- ・ C : 警察をからかうためだけに手袋やドライバーを持ち歩くだろうか。被告人は時計などを 50 歳過ぎのサラリーマン風の男から買ったと言っているが、駅職員は日本人の売りさばき人ではなく、外国人風の男を見かけたと言っている。
- ・ E : 手袋は一般に売られているもので犯行の証拠にはならないが、駅で 50 歳過ぎのサラリーマン風の男が貴金属類を売りさばいているという目撃証言がなかつた。被告人の意見があやふや。時計類を買った場所の位置くらい覚えているはずだ。弁護人の弁論は弁護側の主觀であって無罪を証明していない。
- ・ F : 15, 000 円もの大金を出して商品を購入している点や、わざわざ手袋やドライバーを持ち歩き警察に逮捕される行為をするのはおかしい。

【無罪】

- ・ D : 決定的な証拠がない。駅ではいろいろな人がいろいろなものを売っているのだから 50 歳過ぎのサラリーマン風の男が貴金属類を売っていてもおかしくはない。むしろ時計を売っていたという 50 歳過ぎのサラリーマン風の男のほうがあやしい。

2. 評議の概要

○手袋痕について

手袋痕を証拠として扱うことについて、2名が理由をあげて疑問を呈している。Dは手袋痕一致の割合が 6 ~ 7 割というのは翻って考えると残りの 3 ~ 4 割は一致しないとも考えられ、有罪の決定的証拠とは言えないと主張した。Eもこれに同調し、手袋は市販品であり一般に入手可能なものであることを指摘した。

○佐賀にお歳暮を買ひに行っていたかについて

被告人が実際には歳暮を購入していなかったことについて、被告人の反対尋問の証言に理解を示した者と、自身の判断で購入を見送っているにもかかわらず記憶が曖昧な被告人に対して不信感を覚える者とで意見が大別された。

Dは気に入った商品がなければ購入しないことは誰にでもあり得ると述べ、Fはデパートを訪れてから長期間経過しており取扱品目の記憶がないこともあり得ると述べた。反対

にEは被告人がデパートで商品を吟味した上で歳暮に適當なものがなかったと判断している以上、取り扱われていた品目程度の記憶はあったはずであると指摘している。

○腕時計の証言について

ここでは当初から購入する目的があったのか、被告人の言う売りさばき人が存在するのか、購入動機の信憑性の三点について、それぞれ議論した。

第一点について、Fは被告人が売りさばき人に購入を勧められてから購入していることから被告人は当初から購入する目的があった訳ではないのではないかと推察している。Dはこの意見に対立し、被告人はもともと貴金属類の購入を検討していたのではないかと指摘している。第二点について、Eはこのような売りさばき人をサラリーマンと見受けられる中年男性が行っていることは考えられず、被告人の言うような売りさばき人は存在しないのではないかと述べている。第三点について、Bは第一点の議論と関連させ、真贋は別として気に入った商品であれば購入すると述べ被告人に理解を示し、Dも同調している。反対にEは被告人が購入地点の証言を覆したことあげて、本当に気に入ったものを買った地点であれば、数ヶ月が経過していても記憶しているはずだと指摘した。このやりとりの際には、班員の中でも意見が分かれ、「覚えている」「覚えていない」の声があがつた。

○ドライバー所持について

のことについては、全員が被告人の行動に疑問を呈している。

Fは警察官をからかうためだけに逮捕につながる行為をすることに疑問を投げかけた。Aも被告人がなぜ警察から尾行されていると思いこんだのか、そのように認識していたのであれば犯罪行為を自ら進んで行わないだろうと述べた。AとEは警察をからかう行為とドライバーなどを所持する行為が、そもそも根本的に説明がつかないと指摘した。

3. 評議の結論

評議前と異なり、全員一致で有罪と決した。理由として、ドライバーや手袋を持ち歩くといった被告人の不可解な行動、こうしたものを外出時に所持する合理的理由を欠く点に対する不信感が消えなかっこと、被告人の言動や記憶に曖昧な点が多く、サラリーマン風の男性から購入したという点など信憑性に欠ける証言が多かったという点があげられた。

4. 担当者の所見

児童がとった立場を大きく3分類することができる。第一に評議中、被告人の行動や証言に対して終始否定的な立場をとっていたパターンでA、Cである。とりわけAは被告人は悪人、犯人であると断定するような発言が時折見受けられた。第二におおむね被告人の証言に否定的立場を示しながらも部分的には被告人の証言を支持しているパターンで、Bは時計類購入の証言、Eは手袋痕、Fは歳暮購入の証言について、それぞれ一定の理解を示している。第三は一貫して被告人の証言を尊重したパターンで、Dは裁判において有罪たりうる決定的証拠があげられていなかったことを評議の際に指摘していた。しかし、最終的な判断においては有罪とした。Dは評議後、判断が揺れていたのだが他児童の（有罪の）挙手に同調してしまったと述べている。当初の意見を覆したのはDのみである。

評議は客観的に見てスムーズに進展していたが、議論を次の展開へ導くような契機は特定の児童の発言によるところが大きかったように思う。また、そうした意見が出るとそれに同調するようなところもあり、自分の意見をうまく言葉に出来なければ、強い意見に押し流されてしまう恐れがあることも感じられた。

6年1組 4班 報告書

担当者 中村 正吾

1. 評議前の意見

【有罪】

- ・B：手袋の一致する確率が低くなく、時計を売る日本人も見かけられてない。
- ・G：駅職員の証言では日本人の売人は存在しない。被告人の証言も怪しい。

【無罪】

- ・A：手袋は普通に売っているものだし、時計を売る日本人もいるのでは。
- ・C：時計売る日本人はいるのではないか。
- ・D：検察側の主張は全て、被告の証言で消せると思う。
- ・F：以前に事件を起こしているのなら証拠は全て処分しているはず。

【未定】

- ・E：以前に罪を犯しているのなら反省しているのではないか。

2. 評議の概要

○手袋痕について

有罪、無罪という立場の違いに限らず班全員が6～7割という確率だけで、犯人と断定するのには無理があるという意見で一致。次の議題へと移る。

○佐賀にお歳暮を買いにいっていたかについて

事件当日にデパートを訪れていたと考えていたのは、無罪と考えている4人だけであったが、有罪、未定の立場の3人も事件当日かどうかは分からぬが、佐賀のデパートに行っていたのではないかと考えていた。しかしデパートのお歳暮売り場で売られていたものがなにか覚えていない、という証言については、無罪と考える児童は「欲しいものが無かった、というのならそれももつとも」、「8ヶ月も前のことなら忘れていても当然」と考えている一方、有罪と考える児童は「それだけしっかり欲しいものを探していたなら覚えていないのは不自然」というように意見が分かれた。

○腕時計の証言について

この問題についても、有罪、無罪双方の児童で意見が分かれた。まず、無罪と考える児童たちは、駅職員が日本人のサラリーマン風の男を見かけなかったこと、また、時計を譲り受けた場所の証言に一貫性が無いことについて、8ヶ月という時間を気にかけていた。つまり、それだけの時間が経っていれば駅職員、被告人の記憶は曖昧になっているだろう

から、証言の信憑性は低いものだろうと考えていた。一方有罪と考える児童は、外国人の存在を覚えているのだから、記憶はしっかり持っているのではないか、と反論した。しかし、無罪側の児童はこの意見に対し、日本人の男は外国人に比べて目立たないし、日本人の男は売人行為の回数が少なかったのではないか、とさらなる反論を述べた。だが、無罪側の児童であるAは、お歳暮売り場での商品を覚えていないのに、時計を売ってもらった男の詳細を覚えているのは不自然かもしれない、という自分の立場と相反する意見を述べた。

○ドライバー所持について

ここでは、なんらかの物の修理の為に持ち歩いていたのではないか、という無罪の立場のCを除いて全員が、警察をからかうために所持していた、という被告人の行動に不信感を持っていた。しかし、無罪と考えるFは、以前の事件に用いていた証拠となるものは、犯人なら処分しているはずである、という新たな意見を述べていた。

3. 評議の結論

評議の結果は、当初未定としていたEが無罪の立場となった以外、結局当初のメンバーと変わらず5対2で無罪となった。各話し合いでは、自分の立場と異なる意見を述べる児童もいたのだが最終的に自分の立場を変えるまでの決定的な意見が出てこなかつたため、当初の立場と同様の結論になったものと推測される。

4. 担当者の所見

今回の評議では、各児童が自分の価値観や考えに基づきそれぞれが意見を述べられていたように思われる。証拠の認定についても、簡単に結論を出すのではなく、それぞれの立場の児童から異なる意見を引き出すことが出来ていたように感じた。また児童全員が被告人は怪しい点がいくつもあると考えていたにも関わらず、結論が無罪となった背景には、「疑わしきは罰せず」の概念がみられたように思われる。そういった点を鑑みると本教材は一定の価値があったのではないかと考える。しかし、評議の場でさまざま意見が出てきたにも関わらず、当初の立場から変更する児童がいなかつたのは、議論進行の方法に不備な点が多々あったからだろうと推測される。この点が今後の課題となってくるのではないだろうか。

6年1組 5班 報告書

担当者 丸井 妙子

1. 評議前の意見

【有罪】

- ・ A：腕時計の購入場所は覚えていないのに、その他のことば覚えているのは怪しい。1年近く経過していてデパートに行った日を覚えている人はいない。警察につけられていると思い、からかうためだけに侵入道具を持っているのは被害妄想で非常識で

ある。腕時計を外国人ではなく日本人から買う可能性は極めて低い。

- ・B：事件当日に肥前山口駅にいたというのは疑わしい。デパートにお歳暮を買いに行ったのに売っていたものを覚えていないのもおかしい。手袋などを持っていたのは、警察をからかうためだと言っているが、普通そんなことは思わない。
- ・C：時計購入場所の証言を変えているところが怪しい。時計を日本人から買ったと言っているが、駅職員の証言では売っているのは外国人である。窓に残っていた手袋痕と被告人の持っている手袋痕が一致したこと、窓を割る時に使うドライバーを持っていたこと、前科があることを考えると、被告人が犯人だと思う。

【無罪】

- ・D：被害者宅で見つけた手袋痕と、被告人宅で見つけた手袋痕が一致するというが、その手袋は一般的なものであり、誰が持っていてもおかしくない。お歳暮を買おうとしたが気に入ったものがなく買わなかつたのだから、タクシーに乗る時に持っていないのは当たり前だと思う。駅構内ではサラリーマンが多いのだから、一人のサラリーマンが時計を売っていても気付かないことだってあると思う。
- ・E：検察側は具体的な動機を出していない。また、わざわざ博多まで行って、泥棒をする理由がない。また、昼間の犯行なのに目撃者がいない。
- ・F：検察側の意見は推定が多い。容疑者があやふやなことを言っていても、もう何ヶ月も前のことでのこと、普段自分でもまわりの人の服装をじろじろ見たりしないのと同じだ。前科があるとはいえ、反省しているかもしれない。大体、目撃者がいない。
- ・G：物的証拠が何もなく、人の証言は確実ではない。もしかしたら、うそをついているかもしれない。それに、けっこう前に起こったことだから、記憶がきっと曖昧である。

2. 評議の概要

○手袋痕について

A、C、D、E、F、Gは、手袋痕の一致確率が6～7割という点やどこでも買えるものである点を踏まえて、手袋痕が証拠と断定できないことを指摘している。

○佐賀にお歳暮を買いに行っていたかについて

A、Cは行ったかどうかが疑わしいと述べ、またBは歳暮を買いに行き、売っていた物を覚えていないのはおかしいと指摘した。これに対してDは買いに行ったことを疑う理由がないと述べ、Gは記憶が曖昧なのは仕方がないとした。またEは弁護側がデパート店員を証人に出すべきだと主張した。

○腕時計の証言について

駅職員の証言を受け、A、B、Cが被告人の証言に不信感を覚えている。これに対してD、F、Gは被告人の証言を信用し、それぞれサラリーマンから時計を買ったとしてもおかしくない、駅構内で買ったのは本当かもしれない、買ったと言っているのだから買ったのかもしれないと述べている。

○ドライバー所持について

ドライバーを持ち歩くことや警察をからかうことはおかしい、窓を割るために持っていたのではないかとA、B、Cはそれぞれ述べている。しかしE、Gはドライバーを持っていることのみでは有罪には結びつかないと指摘し、Dは被告人が本当に犯人ならばドライバーは捨てているだろうと推察した。Fは警察をからかうためだという被告人の述べた理由を支持している。

3. 評議の結論

5対2の「無罪」で、「有罪」としたのは、A、Bの2人であり、当初は「有罪」だったCは、後に意見を変えて「無罪」とした。したがって、「無罪」はC、D、E、F、Gの5人となった。

班の結論のもととなった発言は、Gの「確実な証拠がない」、Fの「検察側の言っているのは、『多分』が多い。でも、推定では有罪にはできない。『推定無罪』だ」、Eの「裁判官が初めに、先入観や偏見をもって判断してはいけないって言っていたよ」、Cの「被害者が出てこないのはおかしい。被害者が犯人なのではないか」といったものである。

4. 担当者の所見

小学生に模擬裁判を見せて考えさせることは、十分に有効であると考える。子どもたちは、予想以上に、いろいろなことを自発的に考え、お互いの意見を聞き合うことで、さらに、理解・思考を深めていったように思われる。特に「被害者が裁判に出てこないというのはおかしい」、「検察側の言い分があやふやで、推定に基づくものなので、有罪にはできない」という主張は、裁判の核心をつく、鋭い意見であったと考えられる。

前者の意見に関しては、ここでは窃盗罪という犯罪が成立するかどうかの確認がきちんとなされてはいなかったことを指摘していたわけで、その点は省略しない方が良かったかもしれない。普通なら、被害者側も証言すべきだと考えられるのに、出頭しなかったため、5班の子どもたちの中には、被害者が被告人を陥れるためにうそをついたのかもしれないと言い出す者も現れ、他の人たちがそれに同調して、被害者が犯人なのではないかと疑い始めた。また、後者の意見に関しては、「検察側の言い分があやふやだということだけでは、無罪にできないのではないか」という感想を述べた人もいたが、「検察側の推定に基づく判断では、被告人を有罪とすることはできない、つまり、無罪となる」わけで、このことを、指導者の側できちんと説明できる時間がほしかった。そして、どんなにあやしそうにみえても、また、言っていることが首尾一貫していないとしても、それだけで、他にきちんとした証拠もないのに、有罪だと決めることはできないのだということを、最後に説明できれば、もっと良かったと思う。

だが、全体的に見れば、子どもたちはこの模擬裁判という授業に非常に関心を持ち、とても積極的に参加しているように見えた。感想でも、「楽しかった」、「裁判のしくみがよくわかった」、「またこのような授業をやりたい」など、肯定的な意見が多く見られた。

6年1組 6班 報告書

担当者 伊藤 華奈子

1. 評議前の意見

【有罪】

- ・ B : 鑑定人は6～7割の確率で一致するという証言や被告人のサラリーマンから時計を買ったという証言があるが、駆職員は、サラリーマン風の日本人ではなく外国人しか見たことがないという証言から、被告人よりも駆職員の方が、正しい。
- ・ D : 檢察側の「警察をからかうためにドライバーを持っていたのは常識では考えられない。」「お歳暮のようなものは持っていないかった。」という主張から、その日被告人は犯行を行っていたと考えられる。検察側の「6～7割なら一致しない可能性もある。」という主張は、確かにそうかもしれないが、一致しない可能性は低いので被告人のものだと思われる。
- ・ E : デパートに行ってお歳暮を買いに行ったのに、何も買わないというのはおかしい。お歳暮を買わなくても、何か他に買ったと思う。最初に、自動販売機の前で買ったといっているが、それが存在しない所だった。その日にお歳暮を買いに行ったことはおぼえていないと思う。
- ・ F : 被告人はよくおぼえていないと言っているためお歳暮を買っていたとは限らない。被告人のアリバイは不完全で途中で証言を変えると言った矛盾点があるため。手袋やドライバーなどを持ち歩いていたのは警察をからかうためと言っているが常識的になり得ない。

【無罪】

- ・ A : お歳暮のような荷物はなかったというのは、自宅に送ったかもしれない。腕時計は、外国人→日本人→被告人というルートかもしれない。
- ・ C : 6～7割、手袋とそのあとが一致すると言うが、手袋はどこでも買えるもの。誰がやってもおかしくはない。買った物の場所が変わったというが、人間8ヶ月もすれば記憶もうされる。前科があるので、重大な犯罪をする人はいるが、2～3万位のうで時計のために犯罪をするとは思えない。
- ・ G : 金のネックレスも発見されているし、荷物は持っていないから。これは、買っていないことにつながる。手袋も一致しないことがあるので、無罪。サラリーマンの男はもしかしたらその時しかいなかったかもしれない。からかうというのは何となくわかる。

2. 評議の概要

○手袋痕について

有罪を主張するB、D、Eは、6～7割という確率を挙げ、一致する可能性が高いと主張する。無罪を主張するA、C、Gは、手袋がどこでも市販されているものであるという理由から一致しない、被告人のものとは限らないと主張する。

○佐賀にお歳暮を買いに行っていたかについて

A、C、Fは、被告人がデパートに行った日が8ヶ月前であることを挙げ、記憶が残っていないのが普通であろうと判断し、買いに行ったかどうかはわからないと意見を述べる。B、Gは、被告人がお歳暮らしきものを持っていなかったというタクシー運転手の証言を理由にお歳暮を買っていないと主張する。また、Eが、デパートにはお歳暮以外の品物も売っているため、他に違うものを買いに行っていた可能性を指摘する。

○腕時計の証言について

B、D、E、Fは、駅職員による外国人が腕時計を売っているのを見かけたことがあるが、日本人は見かけたことはないと言う証言を理由に、腕時計は盗んだものであると主張する。Aは、外国人がサラリーマン風の男に売り、サラリーマン風の男が被告人に売ったかもしれないと推測する。また、Cは、日本人もいるかもしれない、Gは、サラリーマン風の男は、被告人に時計を売ったときしかいなかつたかもしれないと推測する。

○ドライバー所持について

B、E、F、Dは、被告人の警察をからかうためという証言は、ドライバーを持ち歩くことはしないという理由から、窃盗のために持ち歩いていたと主張する。それに対し、A、Cはドライバーを持っていたのは、何か用事があったかもしれないと意見を述べる。Gは、前科があるため、警察を恨んでからかうために持ち歩いていたと推測する。

3. 評議の結論

4対3の多数決により有罪となった。全員が、評議前の意見と変わらない結果となった。有罪の理由としては、道具を持ち歩いていたこと、警察をからかうためだけに道具を持ち歩いていたとは考えにくい、お歳暮を買ってないことや誰から腕時計を買ったのかを覚えているのに、どうして腕時計を買った場所を覚えていないという不審さを挙げている。

4. 担当者の所見

議論は、個人個人の意見を主張する形で行われ、班員7人とも終始一貫して自分の意見を変えなかった。被告人が、佐賀にお歳暮を買いに行っていたかどうかの議論では、Fが、「被告人はよく覚えていないと証言しているため、お歳暮を買いに行っていたとは限らない」と意見を述べている場面で、Aが、「8ヶ月も前のこと普段覚えているのか。F君は、8ヶ月前の記憶はあるのか」と意見のやりとりがあった。しかし、他に、意見のやりとりは見ることができず、自分の意見と班員の意見を照らし合わせができるような場面が少なかったことが、班員全員が意見を変えなかった要因の一つと考えられる。

発言は、Bの「駅職員は外国人は見かけたことはあるが、日本人は見かけたことがないと証言しているので、時計は盗んだもの。」というように証人の証言から論点について考えている姿が見られた。

しかし、自分の意見を通すためからか、被告人や証人の証言に対して、証言から直接的に論点について考えるのではなく、推測して意見を述べている場面が見られた。例えば、Fの「デパートにはお歳暮以外の品物も売っているから、他に違うものを買いに行っていたかもしれない。」という意見やGの「サラリーマン風の男は、被告人に時計を売ったとき

資料2

しかいなかったかもしれない。」という意見である。「～かもしれない」という意見から、推測していることがうかがえる。

(判別討論報告書は、各班の担当者の報告をもとに、吉川真生がまとめた)

裁判で扱われる事件の流れ

- 平成 2 年 11 月 18 日 福岡県福岡市早良(さわら)区に住むBさんの家に泥棒が入り、腕時計 1 点が盗まれる。Bさんの家を調べてみると、泥棒は窓ガラスをドライバーのようなもので壊し、侵入したことが分かった。
- 平成 3 年 8 月 7 日 福岡市において、ドライバーや手袋といった他の人の家に忍び込むための道具を持ち歩いていたAという男を、警察が逮捕。後日、警察がAの家を調べてみると、Bさんの家から盗まれた腕時計を発見。

◎ポイント

- ・ AはBさんの家には泥棒に入っていない、と主張している。
- ・ Aは、腕時計は見知らぬ人から譲ってもらったものだ、と主張している。
- ・ Aは過去に窃盗の容疑で捕まった経験がある。
- ・ Bさんの家から盗まれた時計は 3 万円相当の価値があるものであった。

ここまで事実を知った上で質問します。あなたはAが、Bの家から時計を盗んだ犯人だと思いますか？思う方に○をつけてください。

(犯人である ・ 犯人ではない)

なぜそのように考えたのか理由も教えて下さい。

模擬裁判を体験しよう！

名前

☆裁判メモ

- ・裁判では裁判官・検察官・弁護人・被告・証人などが様々な発言を行います。裁判員として判断を下すために必要だと考える内容があればメモを取って下さい。

- 裁判を体験し終わった今、あなたは被告人が有罪か無罪どちらだと思いますか？なぜそのように考えたのか理由も一緒に教えてください。

(有罪 ・ 無罪)

理由

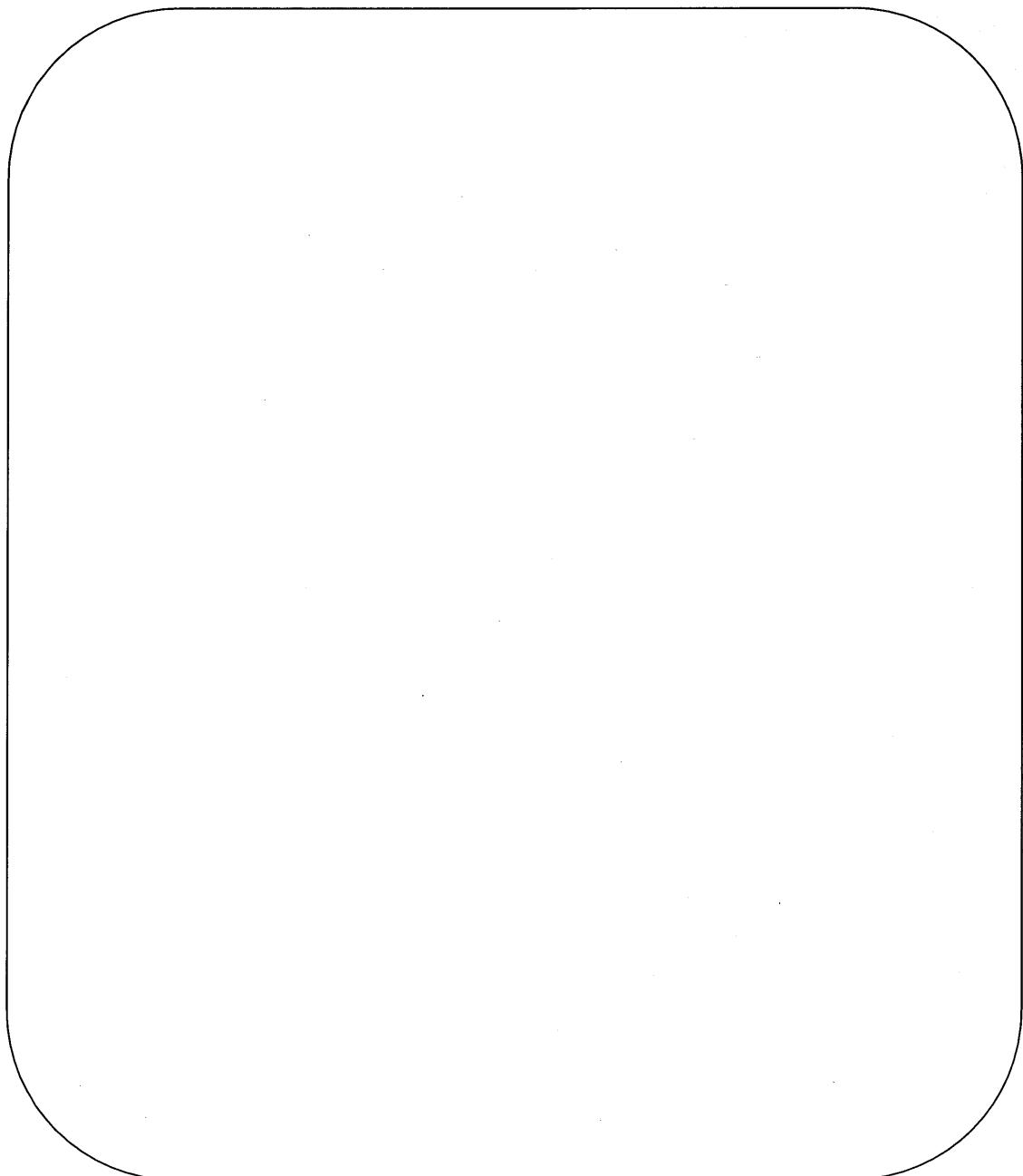
- 今日の模擬裁判を体験してみての感想を教えて下さい。感想以外にも、「ここが分からなかったよ」「こうすればもっと面白そうだよ」と思った点があれば一緒に教えて下さい。

☆ 「班のみんなで評議(ひょうぎ)をしてみよう！」

() 班

○多数決の結果、被告人は（有罪・無罪）である。

理由

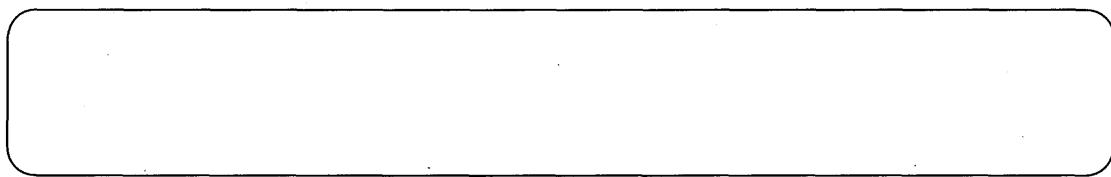


「裁判員制度」を体験しよう！

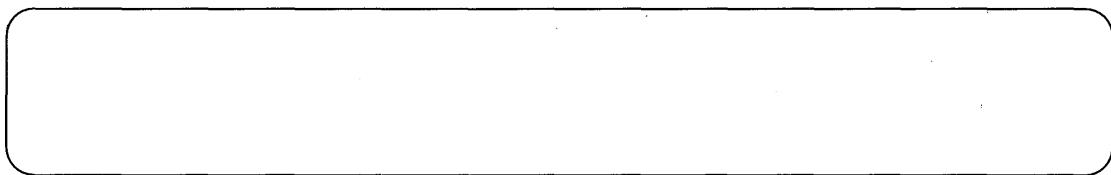
名前

- 裁判員制度が取り入れられる裁判では、どのような人たちがどのような役割を果たしているのかな？

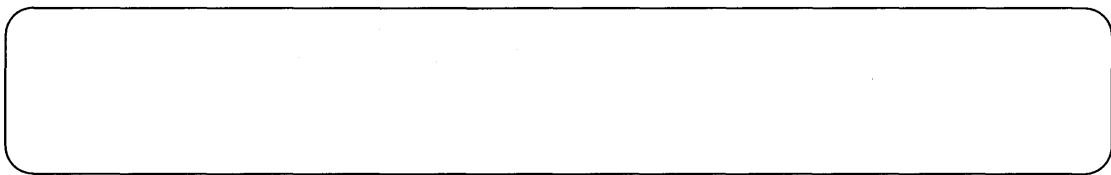
()



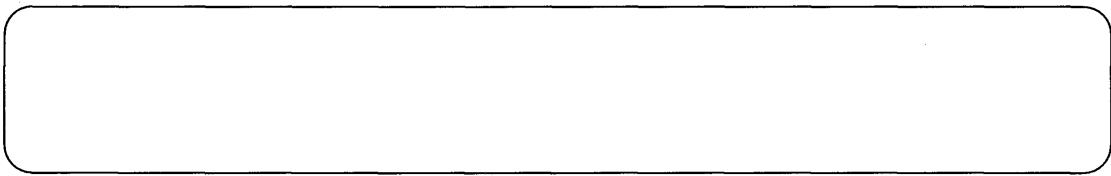
()



()



()



()

